

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を別添のとおり制定したので、誤りのないようにされたい。

別添

自転車運転者講習の実施要領

第1 目的

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第14号に規定する自転車運転者講習（以下「講習」という。）の実施に関し、法、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）及び自転車運転者講習の受講命令手続きに関する事務処理要領の制定について（平成27年例規（交総）第26号）に定めるもののほか、必要な事項を定め、講習の適正かつ効果的な運用を図ることを目的とする。

第2 講習の実施

1 講習の実施主体

- (1) 講習は、交通部交通総務課（以下「交通総務課」という。）において実施するものとする。
- (2) 交通部交通総務課長（以下「交通総務課長」という。）は、この要領の定めるところにより、講習の実施及びこれに関する事務を処理するものとする。

2 講師等

- (1) 交通総務課長は、所属職員のうち、原則として警部補以上の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員の中から、交通安全教育の実務経験が豊富な者を講師に指定するものとする。
- (2) 講習を実施するに当たり、必要に応じて講習を補助するため講習補助者を配置するものとする。

3 講習対象者

- (1) 講習の受講を命ぜられた者（以下「受講者」という。）を対象とする。
- (2) 講習を実施するに当たり、講師及び講習補助者は、出頭した者が受講者であることを、運転免許証、保険証、学生証等により確認するものとする。

4 手数料の徴収

手数料は、使用料及び手数料条例（昭和31年千葉県条例第6号）別表第1に掲げる金額を、千葉県収入証紙規則（昭和33年千葉県規則第12号）に基づき千葉県収入証紙（以下「収入証紙」という。）により納付させるものとする。収入証紙は、自転車運転者講習受講書（別記第1号様式。）に貼付させるものとし、受納後は確実に消印するものとする。

5 講習の編成

- (1) 講習は、原則として講師1人に対し受講者3人程度の編成とし、参加型手法を取り入れたきめ細かな講習となるよう配意するものとする。
- (2) 講習補助者を配置した場合は、資料の配布、視聴覚機器の設置及び操作、受講者の対応等の補助をさせるものとする。

第3 講習方法等

1 講習用教材

(1) 教本等

自転車の交通ルールや具体的な交通事故事例のほか、交通事故被害者の手記等を盛り込んだ教本等を使用するものとする。

(2) 視聴覚教材

違反行為による危険性や他者への影響等を受講者に認識させるため、自転車事故の映像や自転車事故を再現した映像等を記録した視聴覚教材を使用するものとする。

(3) 受講者の学習用教材

受講者に交通ルールの理解度を確認させるとともに、具体的な交通事故事例に基づいて違反

行為の危険性を認識させる内容であり、受講者同士の討議や講師との対話に資する教材を使用するものとする。

2 講習内容

講習は、自転車運転者講習カリキュラム（別表）に基づき実施するものとする。

3 講習の進め方

講習は、受講者の運転行動や特性に応じて個々具体的な指摘を行い、自らの運転行動に関する「気付き」を促すことに重点を置き、次の事項に配慮して進めるものとする。

- (1) 受講者に講習を受講する意味及び学ぶべき事項を認識させること。
- (2) 講習開始時に交通ルール認知に関する小テスト（理解度チェック用）を実施し、その結果を活用して、受講者の法令遵守状況を認識させること。
- (3) 被害者、遺族関係者等の体験談や事故後の賠償に関するリスクなどの説明を通じ、自転車事故の重大性を認識させること。
- (4) 視聴覚教材を活用して交通事故の疑似体験をさせることにより、事故の危険性を認識させること。
- (5) 基本的な交通ルールを遵守する必要性に加え、受講者の特性に応じ、再び交通事故等を起こさないための留意事項を認識させること。
- (6) 学習用教材によるワーキングや討議等を通じ、自身の危険な運転の要因やその影響を認識させること。
- (7) 講習の最後に交通ルール等の理解度に関する小テスト（再チェック用）を実施し、講習の成果を認識させること。
- (8) 受講の意義を受講者自らに総括させ、発表させること。

4 自転車運転者講習終了証書の交付等

- (1) 交通総務課長は、講習終了後、自転車運転者講習終了証書（別記第2号様式。以下「講習終了証書」という。）を作成して、受講者に交付するものとし、講習終了証書は副本を作成し、交通総務課において保管するものとする。
- (2) 交通総務課長は、講習終了証書の亡失、滅失又は毀損により、再交付の申請があった場合は、再交付申請書（別記第3号様式）により申請させた上で、保管している副本の写しを交付するものとする。

なお、再交付を申請する者の住所地が他の都道府県である場合には、現住所地を管轄する公安委員会を経由し、講習を実施した公安委員会宛てに申請させるものとする。

第4 講習を実施する際の留意事項

- 1 受講者が、この種の講習について一般的に不慣れであることを念頭に置き、講習の受付から終了まで、受講者の緊張を和らげるような対応に努めるものとする。
- 2 受講者が理解しやすい方法で講習を行うように努め、特に、受講者が外国人や聴覚障害者等である場合は、通訳や手話、筆談その他受講者との意思疎通を図るために適切な方策を講ずるよう配慮するものとする。
- 3 受講者のプライバシーに配慮した言動に努め、違反歴等の個人情報に他の受講者に知られないようにするなど、言動に特段の配慮をするものとする。
- 4 受講者が、講習の過程において自己都合により受講を継続することが困難となった場合は、受講を中止し、後日改めて講習日時等を指定して受講させるものとする。この場合における講習の内容は、原則として始めから行うものとする。

別表（第3の2）

自転車運転者講習カリキュラム		
項目	内容	時間
事前説明（オリエンテーション）	○ 講習についての説明	5分
講習①（テスト）	○ 交通ルール認知に関するチェック	20分
講習②（被害者、被害者遺族	○ 危険行為が引き起こした交通事故の悲惨さの説	15分

等の体験談紹介)	明	
講習③(事例紹介・疑似体験)	○ 受講者が犯した違反行為や事故事例の紹介 ○ 交通事故の危険性の疑似体験	20分
休憩	5～10分程度	
講習④(自転車運転者の体験談紹介)	○ 自転車事故に伴う社会的責任と人生設計上のリスクの説明	15分
講習⑤(自転車運転ルールの説明)	○ 交通ルールを徹底させるための説明と基本的ルールの確認	20分
講習⑥(個人ワーク討議等)	○ 受講者が引き起こしやすい事故場面についての危険予測学習 ○ 討議・指導	40分
休憩	5～10分程度	
講習⑦(再検査)	○ 交通ルールの理解度に関する再チェック	10分
講習⑧(総括)	○ 感想文作成及び講評	35分
	講習時間合計	180分

以下様式省略